

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

自然と歴史と産業が響きあう郷づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県、日光市

3 地域再生計画の区域

日光市の全域

4 地域再生計画の目標

(概要)

日光市は栃木県の北西部に位置し、日光国立公園やラムサール条約登録湿地となつた「奥日光の湿原」に代表されるように、自然豊かな地域である。またこの地域は、「日光の社寺」が世界遺産登録をされているのをはじめ、日本で唯一、特別史跡と特別天然記念物の二重指定を受けている「日光杉並木街道」など、世界に誇る貴重な歴史・文化遺産の存在、世界的な産業遺産ともいえる「足尾銅山」の存在、そして「鬼怒川・川治温泉」や「奥鬼怒温泉峡」、「湯西川温泉」などをはじめ、市内随所で湧出する良質な温泉など、豊富な地域資源を有している。このような地域資源や、広大な市域から織り成される標高300m程度の平坦地から2,000mを超す山岳地域の起伏に富んだ地勢が、四季を通じて変化のある観光・スポーツ・レクリエーションを可能にしており、国内外から多くの観光客が訪れている。

(現状)

平成18年3月20日に今市市、日光市、塩谷郡藤原町、上都賀郡足尾町、塩谷郡栗山村の5市町村の合併により、面積約1,450km²、人口約96,000人の新「日光市」が誕生し、平成20年3月に策定された「日光市総合計画」に基づき、市の将来像「四季の彩りに風薫るひかりの郷」の実現に向け、5つの基本施策を掲げ、現在推進しているところである。合併から5年を経過した現在、市の将来像に向けての取り組みも、前期計画の終盤にさしかかっている段階である。

(課題)

広大な市域を抱える本市は、合併当初から「一体感の醸成」と「地域の均衡ある振興・発展」を大きな課題としてきた。主要産業である観光に目を向けると、昨今の経済情勢や価値観の多様化に伴い、入込客数が年々減少を続けており、そこに追い討ちをかけるように発生した東日本大震災の影響により、急激な観光客離れが深刻な問題となっている。その一方で、観光シーズンには、主要幹線道路である一般国道119号・121号の渋滞は依然として発生し、歩行者や緊急車両等の通行に支障

をきたすなど、市民生活を脅かしている現状もある。そこで、地域住民の安全安心を確保するため市道整備を行い、同時に世界遺産「日光の社寺」をはじめとする世界的な観光資源や、恵まれた多くの温泉などを連携し、有効に活用することにより、観光産業を活性化させることが求められている。

山間地域は、豊かな自然環境や貴重な伝統文化など後世の人々に引き継いでいかなければならぬ財産を有している。しかしながら、中心市街地との生活利便性の格差、農林業の担い手不足、少子高齢化の進行などが、地域の深刻な問題となっている。このような中、貴重な地域文化や伝統的な生活様式を継承し、自然環境を保全していくうえで、森林の整備を進める必要性が高まっており、林内路網の整備推進及び林業生産性や生活利便性の向上を図るため、地域間や市道等と連絡する林道の整備促進が課題となっている。

また、山間地域同様、中心市街地においても、高齢化と人口の減少が進み、ドーナツ化現象が進行している。地方において互助機能の低下が危惧されているが、都市部においても重要な課題となっていることから、街なか居住の促進等、かつての賑わいを取り戻す方策が求められている。

本地域は、地域再生計画「四季の彩りに風薫るひかりの郷“日光”活性化計画(H18～H22)」のもと、地域の活性化に取り組んでいる。事業実施により、安全で効率的な道路ネットワークが構築され、渋滞緩和が図られた。また、観光客数においても、主要観光拠点である「世界遺産“日光の社寺”」地区については3.3%増、「鬼怒川・川治温泉」地区については2.9%増(共にH21/H17)となっており、道整備交付金事業及び関連事業であるまちづくり交付金事業との一体的な整備が図られた効果が発現されている。しかし、現計画の事業効果を地域全域で発揮させ、観光地、中心市街地、山間地の均衡ある振興発展を実現させるためには、引き続き地域の活性化につながる対策が必要である。

(対策と目標)

このような課題を解決するために、新たな地域の再生計画「自然と歴史と産業が響きあう郷づくり計画」を策定することとする。

具体的な対策として、観光拠点と主要幹線道路を結ぶ市道の改良及び補修を実施することにより、安全で効率的な道路ネットワークを構築し、各地域間のアクセス強化、渋滞の緩和、道路交通の安全確保を図り、中心市街地の交流人口と観光客の増加を目指す。また、林道等の林内路網の整備を実施することにより、林業生産性の向上、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮による環境保全及び地域間交流の活性化を図る。さらに、これらの事業とあわせて関連事業を一体的に実施することで、地域の活性化が相乗的に図されることを目標とする。

(目標1) 中心市街地における交流人口の増加(平日・休日平均の歩行者通行量)

・5,317人(平成22年度)→5,590人(平成27年度)

(目標 2) 観光入込客数の増加

・1,125 万人（平成 21 年度）→1,182 万人（平成 27 年度）

(目標 3) 民有林における森林整備面積の増加

・764ha（平成 21 年度）→802ha（平成 27 年度）

5 目標を達成するために行う事業

5－1 全体の概要

本市中心市街地の基幹的な道路である「市道今 1009 号線」の拡幅工事や、「市道今 44131 号線」の一部バイパス化、「市道今 1020 号線」「市道今 1023 号線」の改良舗装を行うことにより、安全かつ効率的な道路ネットワークを構築する。また、奥日光地域の観光拠点における「市道日 31066 号線」のバリアフリー化を行うことにより、安全で安心な観光空間を創造する。

林道においては、「中居線」、「前沢稻ヶ沢線」、「河原小屋三の宿線」、「奥鬼怒線」、「裏男体線」を整備し、当市の有する広大な森林資源の効率的・効果的な森林整備の促進、中心市街地等とのアクセス強化、林業の振興と地域間交流の充実を図る。

5－2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

〈市道〉

- 市道今 1009 号線 (市道認定 S 62. 3. 30)
- 市道今 2040 号線 (市道認定 S 62. 3. 30)
- 市道今 2048 号線 (市道認定 S 62. 3. 30)
- 市道今 35070 号線 (市道認定 S 62. 3. 30)
- 市道今 44131 号線 (市道認定 S 62. 3. 30)
- 市道日 31066 号線 (市道認定 S 62. 3. 19)
- 市道藤 1003 号線 (市道認定 S 62. 3. 20)
- 市道今 1020 号線 (市道認定 S 62. 3. 30)
- 市道今 1023 号線 (市道認定 S 62. 3. 30)

〈林道〉

林道前沢稻ヶ沢線

(森林法による鬼怒川流域地域森林計画（平成 21 年度樹立）に路線を記載)

林道河原小屋三の宿線

(森林法による鬼怒川流域地域森林計画（平成 21 年度樹立）に路線を記載)

林道奥鬼怒線

(森林法による鬼怒川流域地域森林計画（平成 21 年度樹立）に路線を記載)

林道裏男体線

(森林法による鬼怒川流域地域森林計画（平成 21 年度樹立）に路線を記載)

林道中居線

(森林法による鬼怒川流域地域森林計画（平成 21 年度樹立）に路線を記載)

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市道（日光市）、日光市
- ・林道（日光市）、栃木県・日光市

[事業期間]

- ・市道（平成 23 年度～平成 27 年度）
- ・林道（平成 23 年度～平成 27 年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 9.11 km、林道 4.18 km
- ・総事業費 2,431,000 千円（うち交付金 1,208,000 千円）
(内訳) 市道 1,817,000 千円（うち交付金 908,500 千円）
林道 614,000 千円（うち交付金 299,500 千円）

5－3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「自然と歴史と産業が響きあう郷づくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

①日光ブランドの再構築事業（平成 19 年度～25 年度）【事業主体：日光市】

一般国道 119 号及び 120 号周辺の日本風景街道の地域の歴史資産を活かした魅力ある地域づくりを市民と協働し行う。国内外から日光を訪れる観光客にわかりやすい道案内を提供し、街なかの活性化と魅力ある観光地づくりを推進する。

②日光市中心市街地活性化基本計画（平成 23 年度～27 年度）【事業主体：日光市】

- i) 文化・交流の促進
- ii) 商業活動の促進
- iii) 定住の促進

以上の 3 点を中心市街地活性化の基本方針とし推進することにより、地域の活性化を総合的に推進する。

6 計画期間

平成 23 年度～平成 27 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

日光市が 4 に示す地域再生計画の目標について計画終了後に必要な調査を行い、状況把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。